

第 443 回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 7 月 14 日 (月) 13 時 30 分～14 時 30 分

2 場 所 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	今 崎 光 智 委 員
	小 林 友 則 委 員
	神 保 和 之 委 員
	難 波 利 光 委 員

労働者代表委員	大 塚 修 志 委 員
	大 原 敬 典 委 員
	倉 重 里 加 委 員
	藤 田 英 二 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	藏 藤 共 存 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	中 村 眞 佐 子 委 員
	宮 本 道 浩 委 員

事 務 局

労 働 局 長	鈴 木 輝 美
労働基準部長	佐 保 隆
賃 金 室 長	藤 原 寿 美 代
賃 金 指 導 官	村 上 出
労働基準監督官	田 村 拓 未

4 議 題

(1) 令和 7 年度の山口県最低賃金の改正等について

- ① 山口県最低賃金の改正決定について (諮問)
- ② 山口県最低賃金の専門部会の設置について
- ③ 山口県特定最低賃金の改正決定等について (諮問)
- ④ 山口県特定最低賃金の専門部会の設置について
- ⑤ 審議会の日程について

(2) その他

○賃金指導官

皆様、定刻となりましたので、事務局からご案内いたします。本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされております。傍聴人は7名であることをご報告します。では、これより入室していただきます。

○賃金指導官

また、本日は報道関係者の方が6社いられていますので、あらかじめご案内いたします。本日の審議会議題1「山口県最低賃金の改正決定」において、山口労働局長から会長あてに諮問を行います。よって、カメラ撮影は会長あてに諮問文を手交するまでとさせていただきますので、ご了承願います。

本日は大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、皆様方には、第58期山口地方最低賃金審議会委員へのご就任をご了承いただき誠にありがとうございます。令和7年4月22日付けにて、「委嘱に関する人事異動通知書」を送付しているところでございます。何卒よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

それでは、ただいまから第443回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は、公益代表の蔵田委員、使用者代表の嶋本委員の2名が欠席です。したがって、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件、委員の3分の2以上または、公労使各3分の1以上の出席を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

進行に当たりましては、第58期の第1回目の審議会でございますので、会長並びに会長代理を選出していただくまで、事務局で議事の進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

それでは、委員をご紹介します。

お手元の資料No.1、第58期山口地方最低賃金審議会委員名簿を配付しておりますのでご覧ください。

公益代表委員の今崎委員です。

○今崎委員

今崎です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

次に小林委員です。

○小林委員

小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○賃金指導官

神保委員です。

○神保委員

神保です。3年目になりますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

○賃金指導官

難波委員です。

○難波委員

難波です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

続きまして。労働者代表委員の大塚委員です。

○大塚委員

大塚です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

大原委員です。

○大原委員

大原です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

倉重委員です。

○倉重委員

倉重です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

藤田委員です。

○藤田委員

藤田でございます。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

横山委員です。

○横山委員

横山です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

続きまして、使用者代表委員の藏藤委員です。

○藏藤委員

藏藤です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

坂本委員です。

○坂本委員

坂本です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

中村委員です。

○中村委員

中村です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

宮本委員です。

○宮本委員

宮本です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

ありがとうございました。続きまして、山口労働局職員の紹介をいたします。
山口労働局長の鈴木です。

○労働局長

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

労働基準部長の佐保です。

○労働基準部長

佐保でございます。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

賃金室長の藤原です。

○賃金室長

藤原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○賃金指導官

労働基準監督官の田村です。

○労働基準監督官

田村です。よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

それから私、賃金指導官の村上です
よろしくお願いいたします。

○賃金指導官

引き続きまして、会長並びに会長代理を選出させていただきます。

最低賃金法第24条第2項において、会長は公益を代表とする委員のうちから、委員が選挙すると規定されております。先日行われた公益委員会議において、前期と同様、会長を小林委員、会長代理を神保委員としてはいかがかというご意見がありました。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○賃金指導官

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行については、会長の小林委員にお願いいたします。

○小林会長

ただいま、会長にご指名いただきました小林でございます。

例年、厳しい社会情勢に直面しているというお話が出ておりますけれども、年々厳しいものとなってきているところであります。労働者側といたしましては、著しい物価上昇に家庭が非常に悲鳴を上げているという状況に陥っており、また、使用者側にとっては、トランプ関税をはじめとして、原材料の高騰など、様々な事情により、非常に厳しい局面を突きつけられていることかと思えます。そのような中で、本年度の最低賃金を決める審議会を行っていくことになります。委員の皆様におかれましては、最低賃金審議会の委員としての職務を認識いただき、真摯、かつ誠実な審議をお願いできればと思っております。私も、公平かつ円滑な審議ができますよう尽力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、傍聴人の方をお願いをさせていただきます。お手元に配付されております、審議会傍聴に当たっての遵守事項を守っていただきますようお願いいたします。

○小林会長

それでは議事に移ります。まず、議題 1 (1) の山口県最低賃金の改正決定について、山口労働局長から諮問がございます。

【労働局長が会長に諮問文を手交】

○賃金指導官

撮影はここまでとさせていただきます。報道関係者の方で傍聴をされる方は報道関係座席で傍聴されますようお願いいたします。

○小林会長

ただいま山口県最低賃金の改正決定につきまして諮問をお受けいたしました。各委員の皆様へ諮問文写しの配付をお願いいたします。

【各委員に諮問文写しを配付】

○小林会長

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

○賃金指導官

山口労発基0714第8号、令和7年7月14日、山口地方最低賃金審議会会長、小林友則殿

山口労働局長 鈴木輝美

「最低賃金の改正決定について（諮問）」

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

○小林会長

続きまして、労働局長からご挨拶をお願いいたします。

○労働局長

改めまして労働局長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、山口地方最低賃金審議会の運営、そして労働行政の推進に格別なご理解とご協力を賜っており、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、またお暑い中、さらにはお足元も悪い中、同審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、先の7月11日に厚生労働大臣から、中央最低賃金審議会に対して地域別最低賃金改定の目安諮問が行われたことを受けまして、地方において改正決定の諮問を行うこととなり、本日の審議会を開催することとなりました。

最低賃金は労働者のセーフティーネットとして、とりわけ非正規雇用労働者など、不安定な雇用状況のもとで働かれている労働者の賃金をはじめとする労働条件の改善を図る施策として、政府の中で大変重要な位置を占めているものでございます。委員の皆様方におかれましては、山口県の最低賃金の改正につきましては、最低賃金法に定める三要素であります、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮いただくとともに、政府方針にも配意していただき、真摯なご議論をいただきますようお願い申し上げます。

私も事務局といたしましても、委員の皆様へのご説明等に真摯にご対応するなど、円滑な審議が行われますよう努めて参る所存でありますことを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。何卒よろしくお願いいたします。

○小林会長

次に事務局から資料の説明をお願いいたします。

○賃金室長

まず賃上げ要求、妥結状況及び経済指標について説明させていただきます。

資料No.4(1)「令和7年春季賃上げ要求・妥結状況調査(第2回集計)」をご覧ください。これは、山口県産業労働部労働政策課が県内の民間事業所の労働組合の5月末日時点における調査結果を発表したものであり、今年の賃金水準となる参考資料になります。上段の企業規模別の表をご覧ください。47組合で妥結した結果となっております。定昇込みによる加重平均の妥結額は、17,302円、賃上げ率は5.32%となっております。300人未満について申し上げますと、加重平均の妥結額は12,070円、賃上げ率は4.63%です。他にも地域別や産業別、金額階層別妥結状況の取りまとめがされていますが、詳細はお読みいただくことに代えさせていただきます、説明は省略いたします。

続きまして、資料No.4(2)「2025 春季生活闘争 賃金改善回答集計」をご覧ください。これは連合山口の集計によるものです。企業規模別の全体の回答額は15,955円、賃上げ率は5.08%です。300人未満の回答額は12,587円で、賃上げ率は4.79%です。

他にも産業別の取りまとめがされておりますので、お時間のある時にご覧いただければと思います。

続いて、全国の賃上げ状況です。資料No.4(3)「令和7年春闘各機関別賃上げ集計状況(加重平均)」をご覧ください。7月3日公表の全国の連合による集計結果は、全体の妥結額は16,356円、賃上げ率は5.25%です。300人未満の組合の妥結額は12,361円、賃上げ率は4.65%です。5月22日公表の日本経団連による集計結果は、従業員500人以上の妥結額は19,342円、賃上げ率は5.38%です。従業員500人未満の妥結額は、6月20日公表で11,826円、賃上げ率4.35%となっております。なお、全国についての連合発表及び経団連発表の春闘結果資料につきましては、机上に配付しております。

次に、県下の経済情勢についてです。資料№.5 (1) 日銀下関支店の7月1日付発表の「山口県金融経済情勢(2025年7月)」をご覧ください。これは生活費や賃金レベルにも言及しておりますが、主に事業の支払能力を示す要素が記載された参考資料です。

概況としては、県内景気は緩やかに回復している。需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を下回った。個人消費は、着実に持ち直している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。設備投資は、増加している。こうした中、生産は持ち直しの動きがみられる。雇用・所得情勢を見ると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。消費者物価の前年比は、3%台央となった。企業倒産は、横ばい圏内で推移している。金融面を見ると、預金・貸出はともに前年を上回って推移している。貸出金利は、前年を上回って推移している。

次のページ以降には、各項目の説明と経済指標が記載されております。後ほどご覧いただければと思います。

次に、資料№.5 (2) 財務省中国財務局山口財務事務所が取りまとめた「法人企業景気予測調査結果(令和7年4~6月期調査)」をご覧ください。景況判断については2ページをご覧ください。本年4月から6月期の景況判断BSIはマイナス10.4ポイントと「下降」超幅が縮小しております。BSIは前期比判断「上昇」と回答した企業構成比から「下降」と回答した企業構成比を減じたものとなります。先行き見通しについては、翌期(令和7年7月から9月期)は「下降」超幅が縮小する見通しとなっております。翌々期(令和7年10月から12月期)は、「下降」超が続く見通しとなっております。

次に企業収益についてです。4ページをご覧ください。令和7年度の売上高は、前年度比プラス4.5%の増収見込みとなっております。

次に、5ページの令和7年度の経常利益についてです。前年度比マイナス1.2%の減益見込みとなっております。

続きまして、6ページの設備投資についてです。令和7年度の設備投資計画は、前年度比4.1%増加の見込みとなっております。

次に、資料№.5 (3) の「山口県の賃金、労働時間及び雇用の動き-毎月勤労統計調査地方調査結果〈令和7年(2025年)4月分〉」1ページ目をご覧ください。県内の賃金の動きについて、事業所規模5人以上の一人当たりの現金給与総額は277,304円で、前年同月比で3.5%増となっており、事業所規模30人以上の一人当たりの現金給与総額は306,703円で、前年同月比4.3%増でした。

次に資料№.5 (4) の2020年(令和2年)基準の「山口市消費者物価指数(令和7年5月)」をご覧ください。こちらは、令和7年6月30日に山口県総合企画部統計分析課が発表したものです。概況を見ますと、総合指数は令和2年を100として112.5となっており、前年同月比は3.3%の上昇となっております。生鮮食品を除く総合指数は112.2となっており、前年同月比3.5%の上昇となっております。また、10大費目別指数の動きについては、前年同月比で食料は6.3%の上昇、光熱・水道が9.3%の上昇、生鮮食品については、マイナス2.5%となっております。

次に、資料№.5 (5) 「山口県の雇用情勢について」をご覧ください。令和6年5月の有効求人倍率は1.43で、令和7年5月の有効求人倍率は受理地別で1.45倍となっ

ており、前年度同月に比べて0.02ポイント増加しております。令和7年5月の基調判断といたしましては、県内の雇用情勢は持ち直しの動きが続く中、求人が求職を上回って推移している、とされております。

机上配付としている資料について説明をさせていただきます。

1つ目の資料「2025 春季生活闘争 回答集計結果」は、連合の報道発表資料です。

2つ目の資料「2025 春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」については、経団連の公表資料です。先ほど説明いたしました資料No.4(3)の「令和7年春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）」で妥結額及び賃上げ率についてはご紹介させていただきました。

3つ目の資料「商工会議所 LOB0(早期景気観測)」は、全国の商工会議所の会員を対象とした業況、売上、採算、資金繰り、仕入れ単価、販売単価、従業員の前年同月比と向こう3か月の先行き見通し、自社が直面している経営上の問題などに係るアンケート調査結果でございます。3ページの2025年6月の調査結果では、業況DIは消費マインドの持ち直しにより小幅改善、先行きはコスト負担緩和への期待で上向きを見込むとのことです。

4つ目の資料「小規模企業景気動向調査〔2025年5月期調査〕」は、全国商工会連合会が毎月行っている調査で、ホームページ公表されているものです。5月期の産業全体の景況は、売上額DIがわずかに低下し、採算・資金繰り・業況DIがわずかに上昇した。売上額DI以外は緩やかな回復をみせたが、前年ベースではマイナスで推移しており、回復基調にはなお時間を要する。物価高騰をはじめとする経営上の問題により、廃業検討の声も多くあることから、国や自治体による抜本的な小規模企業支援を求めるとされております。

5つ目の資料「5月の中小企業月次景況調査（令和7年5月末現在）」は、全国中小企業団体中央会が毎月行っている景況調査で、これもホームページで公表されているものでございます。概要として、5月の景況DIは、製造業、非製業ともに小幅上昇。製造業では価格転嫁が徐々に進行しており、コストの上昇についても落ち着きを見せてはいるものの、先行きに対する不透明感が強くあり、景況感はわずかな改善に止まっている。非製造業では引き続き堅調なインバウンド需要に支えられていることにより、サービス業、運輸業の景況感が回復したことで、全体として小幅ながら上昇となった。今後の米国関税政策の影響を懸念する声が業種を問わず、数多く寄せられているとされています。

資料の説明については以上です。

○小林会長

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

○小林会長

では、議題 1 (2) 「山口県最低賃金に係る専門部会の設置について」に入ります。

山口県最低賃金の改正審議を行うにあたりましては、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、専門部会を設置することとなっておりますので、設置することとし、今後、具体的な議論は専門部会に委ねたいと思います。

次に、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用についてお諮りいたしたいと思えます。

最低賃金審議会令第 6 条第 5 項とは、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」という規定です。これまで、審議会においては、専門部会での決議を全員が参加する本審の場にご報告いただき、決議を行うこととしている経緯があり、従来から 6 条 5 項の規定については適用していないところであります。この点につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

○小林会長

ご意見等ないようでしたら、昨年度と同様に、山口県最低賃金につきまして、山口地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用しないこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○小林会長

では、そのように決定させていただきます。

次に、議題 1 (3) 「山口県特定最低賃金の改正決定等について」に入ります。

特定最低賃金につきましては、3 月に鉄鋼を含む 4 業種の意向表明を受け、労働者側から山口労働局長あて、鉄鋼・電気・輸送については 7 月 2 日付け、百貨店については 7 月 11 日付けで 4 業種それぞれ申し出がなされましたので、本日は特定最低賃金の 4 業種の改正決定等について、山口労働局長から諮問があります。

【労働局長が会長に諮問文を手交】

○小林会長

特定最低賃金の改正決定等について諮問をお受けいたしました。事務局は諮問文の写しの配付をお願いいたします。

【諮問文(写)を委員へ配付】

○坂本委員

よろしいですか。今、諮問がなされたわけですが、例年だと、申出がすべて適正でありますという、申出書の形式審査の結果のご説明があるかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○賃金指導官

このあと、諮問文を読み上げたのちに資料の説明をさせていただきます。

○坂本委員

諮問される前に説明があるのかと思って、質問しようかなと思ったんですが。

○小林会長

確かに諮問がなされる前に、申出の内容は適正です、というお話があってもよろしかったかと思いますので、後ほどのご説明の中でお願いしたいと思います。

それでは、事務局は諮問文の読み上げをお願いします。

○賃金指導官

山口労発基 0714 第 9 号 令和 7 年 7 月 14 日 山口地方最低賃金審議会 会長 小林友則 殿

山口労働局長 鈴木輝美

特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

○小林会長

ただいまの諮問について事務局から説明をお願いする前に、1 点修正をさせていただきたいと思います。鉄鋼・電気・輸送につきまして、7 月 2 日付けで申し出がありましたと説明させていただきましたけれども、7 月 1 日付けの誤りでございました。失礼いたしました。

それでは、ただいまの諮問につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金指導官

ただいま4業種に係る特定最低賃金の改正決定等について、山口労働局長から諮問が行われました。

資料No.7をご覧ください。申出書の提出状況についてご説明します。労働者側から、7月1日付け及び7月11日付けで、4業種の特定最低賃金に係る改正の申出書の提出がありました。内容はすべて労働協約ケースになっております。本件申出書の審査結果につきましては、資料No.8「特定最低賃金の申出書形式審査一覧表」を見ていただきたいと思います。4業種とも特定最低賃金の適用を受けます労働者の概ね3分の1以上の方に、賃金の最低額に関する労働協約が適用されていますので、申出の要件を満たしています。

次に、特定最低賃金の改正決定の必要性の審議ですが、その留意点について説明いたします。1点目、必要性ありとなるためには、公・労・使の全会一致の議決が必要となります。2点目、最低賃金法第16条により、特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならないこととなっております。3点目、特定最低賃金の決定に当たっては、関係労使の方々が合意した協定額を基礎とし、制度上、協約額の最下限が金額審議における上限となりますので、ご承知おきください。

なお、当県では、平成14年以来、12月15日が特定最低賃金の効力発生日となっておりますことを申し上げます。

○小林会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

○小林会長

では、議題1(4)「山口県特定最低賃金の専門部会の設置について」に入ります。昨年度の審議会において、山口県特定最低賃金につきましては、改正決定の必要性の有無について、各特定最低賃金専門部会において実施することで合意をしております。つきましては、改正の必要性の有無についての審議も含め、今後の調査審議は、最低賃金法第25条第2項に基づき、業種ごとに専門部会を設置して審議をすることになります。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたしたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項とは、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるという規定ですが、4業種の特定最低賃金専門部会へのこの規定の適用について審議をお願いいたします。

なお、例年の取扱いとしまして、山口県特定最低賃金に関する審議においては、第6条第5項を適用することを決定しており、専門部会で全会一致の場合は本審にかけないとされてきました。ただし、専門部会で全会一致でなかった場合には、本審の開催が必要となります。

本年も例年と同じ取扱いをしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○小林会長

ありがとうございます。それでは、昨年と同様に、山口県特定最低賃金に関する審議におきましては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することに決定いたします。

○小林会長

次に、議題1(5)「審議会の日程について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

まず、中央最低賃金審議会の開催日程についてお伝えいたします。

7月11日の金曜日に厚生労働大臣から諮問が行われ、同日に第1回目の目安小委員会が開催されました。今後は第2回目が7月22日の火曜日、第3回目が7月24日の木曜日、第4回目が7月29日の火曜日に開催の予定となっております。第5回目安小委員会の開催については、現時点では未定となっております。

なお、当局の審議日程につきましてですが、先般、各委員の皆様のご都合を確認いたしまして、日程を本日資料№10としてお配りしてお示しさせていただきました。専門部会、本審について回数が重なってお伝えさせていただいているところではございますけれども、審議の状況によっては中止になることがございますので、ご了承いただければと思っております。

申し訳ございませんが、委員の皆様におかれましては、何卒日程の確保をよろしくお願いいたします。なお、専門部会につきましては、専門部会の委員に任命された方のみのご出席となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小林会長

ただいま事務局から審議会の日程などのスケジュールにつきまして説明がございましたが、何かご質問等ありますでしょうか。

○大原委員

答申は山口では決められないということで認知しておりますが、例年だと10月1日に発効していた経緯を十分に尊重したいと思います。この表でいくと、一番左の日程で実施していった場合、この回数が終われば10月1日に発効が目指せるということですのでよろしいでしょうか。

○労働基準部長

当初8月4日にも審議を予定しておりましたが、労使各委員にお伺いをして、労使委員ともに十分なお時間を取るのが難しいという形になりましたので、8月1日と5日に本審、専門部会の予定を入れておりますけれども、この日程につきましては、

事前に連合様の方に、中賃の答申が出るのが遅いということも含めてお諮りしております。5日に本審が行われますので、答申が出る可能性としてはあると思っていますけれども、それについては、委員の皆様の話し合い次第と思います。

○横山委員

今、大原委員が言ったのは、この表の一番左の8月1日に、第2回の最賃本審をやれば、順調にいけば発効日は10月1日になるのですか、という質問だったと思いますが。

○労働基準部長

8月5日に本審で議決できれば。

○横山委員

審議が順調にいけば、間に合う可能性もあるという回答でいいですね。

○小林会長

8月8日に答申を行った場合、10月1日の発効が可能ということでしょうか。

○横山委員

この表にあるとおり、8月1日13時15分から目安の伝達を含めた第444回本審をやって、そのまま専門部会までいって、専門部会がもし順調にいったとして、異議審までいれて、10月1日発効は可能ですよね、というのが今の大原さんの質問でした。

○賃金室長

8月5日に答申が出れば10月1日です。

○横山委員

5日までは間に合うってことですね。なんとかできる可能性があるっていうことですね。

○賃金室長

そうですね。8日になりますと、発効日は10月4日になります。

○大原委員

中賃の審議の日程が7月29日までで、第5回は未定というように伺いましたが、7月30日、31日に日程を入れなかったというのは、委員の皆さんの都合がつかなかったという理解でよろしいですか。

○賃金室長

はい。委員の皆様と日程調整した結果、開催が難しかったということでございます。

○小林会長

ほかの皆さんはいかがでしょう。

○宮本委員

今のご質問の関連になるかと思いますが、今回のスケジュールにつきましては、中賃の答申の時期がいつになるかまったく見込めないということもありますし、この審議会の委員の皆さんとの日程調整等でもかなりご苦勞をされたと思います。いろんなパターンを想定して、こういう形でスケジュールを取っていただいています。

8月1日までに答申があれば、このようなスケジュールで、ということですが、あくまでも基本的には、この審議会の中での審議の時間を十分確保していただいて、審議の状況に応じては、このスケジュールの変更もあり得る、先に延びるということもあり得るということは、基本的な考え方です、というのが一点。

それからもう一点は、発効日の話がありましたけれども、発効日については、使用者側と労働者側ではなかなか考え方がこれまでも異なります。全国的にも10月中の発効というのが基本ですから、山口県のみ使用者がこれまでに主張しておりました、年末あるいは年度末というのは、山口県だけが行うというのは、現実的には難しいなというふうに思います。ただ一方で、皆さんご存じのとおり、去年のこの審議会の答申の中で、中央審議会に対して、発効日の考え方、在り方については、しっかり中央で議論していただきたいというような答申もしているというふうに承知しておりますので、併せて、本年4月には、昨年度に続き、商工会、中央会、商工会議所の全国組織が、政府に対して、発効日に関しての改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の設定というものを要望しているという状況でもございますので、労働局におかれては、発効日に関しての課題があるという現状認識をしっかり持っていただいて、あらゆる機会を通じて、国、中央審議会に対しては、発効日の在り方というものについての議論を促していただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○小林会長

ありがとうございます。十分な審議を行うということは大前提でございます。また、使用者側の発効日に関するご意見につきまして、事務局は本省等に上げていただくということもお願いいたします。それでは、他にご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○藤田委員

今、表でいただいている日程案で、特定最低賃金の専門部会が一番右にあります。こちらについては、改めてまた日程調整をして、だいたいこの色分けの日程で専門部会をやっていくという、そういう認識でよろしいですか。

○賃金室長

地賃の答申が終わって、異議審までの間に必要性の有無に係る専門部会の機会を設けたいと思っておりますので、地賃の答申後に日程調整させていただきたいと思っています。まだ、特賃の委員について、決まっておりませんので、公示して、委員が決まったあとで日程調整をさせていただきます。

○小林会長

それでは議題2「その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。お願いします。

○賃金指導官

それでは二点報告させていただきます。一点目ですが、今年度二つの関係団体から山口地方最低賃金審議会会長または山口労働局長に最低賃金に関する要請書をいただいておりますので、報告させていただきます。この要請書につきましては、資料No.6として配付させていただいておりますので、概要を説明いたします。

最初に、山口県弁護士会の主な声明事項として、

- 1 山口県の地域別最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
- 2 社会保険料の事業主負担分の軽減、減税及び補助金の拡充等の中小企業支援策を実行すること。
- 3 山口地方最低賃金審議会山口県特定最低賃金専門部会は、審議の第1回から公開し議事録を公表すること。やむを得ず非公開とする場合は、その具体的な理由を議事に記載し、非公開の範囲を可能な限り限定すること。

などです。

次に、山口県労働組合総連合の主な要請事項として、

- 1 山口県の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
- 2 最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制を実現すること。
- 3 最低賃金の引き上げに対応した中小企業小規模事業者支援策の拡大・充実に講ずること。
- 4 地方最低賃金審議会の労働者側委員の選任に当たって公正な任命に努め、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
- 5 地方最低賃金審議会の開催に関して、意見陳述に当たっては、人数制限や極端な時間制限を設けないこと。
- 6 専門部会の傍聴を含めた完全公開を行うこと。
- 7 傍聴について人数制限を行わないこと。
- 8 異議申し出の場合の意見陳述を受け付けること。

などです。

以上です。

○小林会長

ただいま、事務局から関係団体の要請事項の説明がございましたが、これらの要請事項につきまして、何かご質問や確認されたい事等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

○小林会長

では続きまして、お願いいたします。

○賃金室長

続いて二点目でございます。

まず、今年度の山口県最低賃金審議会の本審及び専門部会の公開についてでございます。

令和5年4月6日の「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」におきまして、中央最低賃金審議会においては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公・労・使三者が集まって議論を行う部分については、公開とすることが適当との結論に至ったところです。

昨年度、当審議会において、審議会、専門部会の公開・非公開についてご審議いただいた結果、全員協議会報告と同様に、山口県最低賃金については、中賃に合わせて公・労・使三者が集まって議論を行う部分については公開、公・労、公・使の二者間の協議の場合は非公開となったところでございます。

会議の公開については、本日資料でお配りしております資料No.9山口地方最低賃金審議会運営規則第6条第1項に、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされているところです。

改めて、今年度の審議会の公開についてお諮りしたいと思います。

○小林会長

二点目の審議会の公開につきまして、令和5年度の「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえました、当審議会の開催状況につきまして説明があったところになります。昨年度当審議会におきましては、山口県最低賃金につきましては、公・労・使三者が集まって議論を行うことについては公開、公・労、公・使の二者協議の場合においては非公開とされたところであります。

今年度の当審議会の審議につきまして、昨年と同様、審議の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない中で、納得感を一層高めるため、山口県最低賃金の公・労・使の三者が集まって議論を行う部分については公開とし、金額審議に入った場合には、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、または率直な意見の交換も

しくは意思決定の充実性が不当に損なわれるおそれがあることをもちまして、非公開とすることが適当だと思われませんが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○小林会長

ありがとうございます。では、審議会の公開につきましては、例年どおりとさせていただきますと思います。

なお、特定最賃につきましては、これまで非公開とされておりますが、山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会運営規程第4条の2に基づき、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合、または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。」とされているところで、改めて特定最低賃金専門部会でご判断いただくことになると思います。

では、事務局からそのほかありますでしょうか。

○賃金指導官

それでは続きまして、一点説明させていただきます。

本日の審議終了後、山口県最低賃金に関する関係労使からの意見聴取公示と専門部会委員の推薦公示及び特定最低賃金に関する専門部会委員の推薦公示を行います。専門部会委員の推薦公示の締切日及び関係労使からの意見聴取公示の締切日は、いずれも7月29日火曜日といたします。

各専門部会は、公・労・使それぞれ3名ずつ、計9名での構成となります。特定最低賃金専門部会の委員候補者の推薦につきましては、労働者を代表する委員と使用者を代表する委員各3名のうち、2名はその産業に直接関係する労働者及び使用者を代表する方を推薦していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○小林会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（質問、意見なし）

○小林会長

よろしいでしょうか。次に、説明のありました意見聴取公示につきましては、例年意見書の提出があった団体から、意見陳述の申し込みがあった場合には、次回の本審において意見陳述を行うこととしているところであります。今年度におきましても、次回の本審議会において意見陳述を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

○小林会長

それでは今年度においても、次回の本審議会におきまして、意見陳述を実施することといたします。なお、意見陳述の時間についてですが、従来全体で20分以内、質疑時間を含め合計30分としておりましたが、意見陳述の希望者が増加する可能性もあることから、意見陳述の時間は30分程度、質疑時間を含め40分としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

○小林会長

よろしいでしょうか。それでは意見陳述の時間は質疑応答を含め40分といたします。

○労働基準部長

委員の皆様、先ほどの日程の件で一つお伺いいたします。労働者側委員から8月5日答申のお話が出ました。8月5日も含め審議がいつ終わるかというのは、今年の中賃の答申はかなり遅くなる可能性があり、各委員の皆様にも事前にお諮りした上で、日程は昨年より後ろ倒しにしています。もし8月5日に答申の可能性を残すのであれば、皆様が出席の可能性が残る8月4日午前中に再度予定を入れないと、専門部会は最高で2回しか開催できませんので、5日答申の可能性はあるものの現実的には厳しいと思っております。一方で、使用者側委員の方々から審議時間の十分な確保や発効日の協議の必要性のお話もいただきました。日程について委員の皆様のご意見を改めてお伺いしたいと思います。

○小林会長

8月4日に専門部会を開くことにつきまして、意見をということによろしいでしょうか。この点につきまして、皆様のご意見いかがでしょうか。

○藤田委員

今、労働局からご説明あった話でいけば、8月5日に山口県で金額の答申をしないと、10月1日発効は間に合わない。そこまでだというのがリミットだと。

○労働基準部長

そうですね。10月1日発効のためには、本年度は8月5日までに答申をいただく必要があります。

○藤田委員

今いただいている表では、8月5日はなかなか難しい表になっていますね。

○労働基準部長

それまで専門部会が2回しかありませんので。

○藤田委員

ですよね。という理解ですね。

○宮本委員

それは、10月1日の発効の可能性を前提とした場合ということで、そういう前提をあまり考えずに、十分な審議時間を確保すべきであり、4日、5日だけで答申はできる話ではないかと思います。

○大原委員

もちろん、議論を十分尽くした上でというふうには考えておるところですが、今まで発効日が10月1日だったというのを十分尊重したいというふうに考えておりますので、可能性も残せるのであれば、ここでありました8月4日について審議を強く希望するという所存であります。

○坂本委員

8月4日は経営者側の行事が午後からありますので、午前の対応もありますから、4日は無理だという話で外しているわけですよね。行事がありながら4日はどうかと聞かれているのがよくわかりません。その行事を抜けてでも専門部会に出てくれという話ですか。

○労働基準部長

4日の午前中は、以前にお伺いした皆様のスケジュールでは最高で2時間行える可能性があったのですが、ご発言があったたような午後の準備があるというお話であれば、開催は厳しいのかなと思います。

○坂本委員

例えば専門部会を金曜日の夕方までやって、本格的な審議を4日の午前中だけで終えて答申という形はあまりにも非現実的なんじゃないかと思いますけれども、慎重な審議をそこでできたのかと問われかねないスケジュールなんじゃないかと思います。

○小林会長

逆方向から確認をさせていただきたいと思いますが、専門部会を3回は開かなければ答申ができないといったような規定などございますでしょうか。

○労働基準部長

ありません。

○小林会長

もちろん、慎重な審議を尽くすことは大前提ではございますけれども、1日の専門部会、そして5日の専門部会において、十分な審議を行うことができた、こういうふうになった場合には、その5日に答申を行うということも、可能性としてはないわけではない、という認識でよろしいでしょうか。

○労働基準部長

はい。あくまで専門部会及び本審がございますので。

○小林会長

はい。4日につきましては、公・労・使、それぞれの都合等を聞きまして、この日時に入れるのは難しいのではないかというご判断を事務局がしていただいていたところであったかなと考えておりので、労側におきましても、5日に答申を行う可能性としては残されているという前提のもとに、このスケジュールどおりで、審議会、専門部会を行っていくというのでいかがかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

○小林会長

事務局には様々な点をご考慮いただきましてありがとうございます。

十分な審議というのを前提といたしまして、それぞれのご意見等を組み込んでいければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

事務局から他に何かございますでしょうか。

○労働基準部長

ございません。

○小林会長

他にございませんようでしたら、これを持ちまして、第443回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様お疲れ様でした。